

新	旧
第12条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第12条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。